

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

取引相場のない株式の評価が改正に

Q: 同族会社のような取引相場のない株式の評価方法が改正されるそうですが……。

A: 「財産評価基本通達」が今年6月に一部改正となり、取引相場のない株式の評価が改正されることとなりました。

非上場株式の原則的な評価にあたっては、その評価する会社を、資本金・取引金額・総資産価額により大会社・中会社・小会社に区分されます。この区分がまず改正され、自動的に大会社となる基準を現行の「資本金1億円以上の会社」から「従業員100人以上の会社」に変更されます。

また「取引金額基準又は総資産価額基準」の区分に代えて、「取引金額基準又は従業員を加味した総資産価額基準」により、大会社・中会社の大・中会社の中・中会社の小・小会社の5つに区分されます。

この場合、加味される従業員数の基準は、10人以下は小会社、30人以下は中会社の小、50人以下は中会社の中となります。

中会社については、類似業種比準方式で求めた価額を適用させる割合(Lの割合)が改正によりアップされ有利になります。Lの割合は、中会社の大で0.90、中会社の中で0.75、中会社の小で0.60となります。

この改正により中小企業の事業承継の円滑化が期待できそうです。上記改正は平成6年8月1日以後の贈与・相続等により取得した株式について適用されますが、6年1月1日以後について適用しても差し支えないこととなっています。この機会にぜひ株価計算を……。

